

庄内地域水道事業 統合基本計画書

(令和6年10月28日策定)

令和6年10月

庄内広域水道事業統合準備協議会

< 目 次 >

第1章	はじめに.....	3
(1)	庄内地域水道事業統合基本計画の意義	3
(2)	広域化の目的	3
(3)	基本事項.....	4
第2章	組織・職員.....	5
(1)	組織	5
(2)	職員	6
第3章	業務運営.....	8
(1)	総務・経理.....	8
(2)	営業業務.....	9
(3)	給水装置.....	10
(4)	工事執行.....	10
(5)	水質管理.....	11
(6)	運転管理.....	11
(7)	危機管理.....	12
第4章	施設整備.....	13
(1)	基本方針.....	13
(2)	広域化事業.....	13
(3)	運営基盤強化等事業	15
第5章	財政運営.....	16
(1)	財政収支計画.....	16
(2)	施設整備計画及び概算事業費	17
(3)	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の活用.....	17
(4)	一般会計繰入金の取扱い.....	18
(5)	資産等の取扱い	18
(6)	財政シミュレーション	18
第6章	その他	19
(1)	簡易水道事業等の取扱い.....	19
(2)	他事業（下水道事業・ガス事業）の取扱い.....	19
(3)	垂直統合.....	19

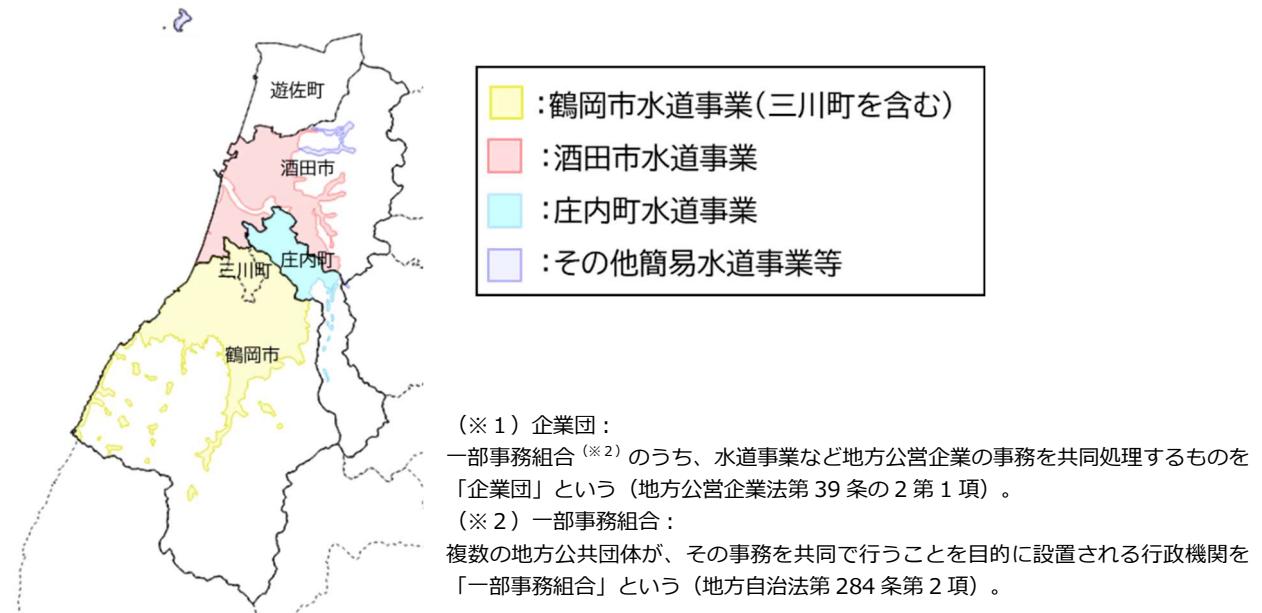
第1章 はじめに

(1) 庄内地域水道事業統合基本計画の意義

鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）では、令和5年3月に山形県が策定した「山形県水道広域化推進プラン」の基本の方針に基づき、本地域における広域水道企業団（以下「企業団」という。）^(※1)の設立に向けて、「庄内地域水道事業統合準備協議会」（以下「統合準備協議会」という。）を設立した。

庄内地域水道事業統合基本計画（以下「本計画」という。）は、統合準備協議会における検討・協議を踏まえ、当該水道事業の統合に係る主要事項について基本的な方針を取りまとめたものであり、企業団の今後の運営、事業経営の指針となるものである。

また、構成市町の協議により、必要に応じて本計画の内容を更新していくものとする。



(2) 広域化の目的

本地域の水道事業は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増大、職員の減少による技術力の低下など、様々な課題に直面しており、構成市町の経営環境はますます厳しくなっている。

これらの課題に対応して、広域化によるスケールメリットを活かして経営基盤を強化し、水道インフラの持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給するものである。

(3) 基本事項

ア) 統合の時期

- ・ 統合の時期は、企業団の設立を令和 7 年 10 月、事業開始を令和 8 年 4 月とする。

イ) 統合の形態及び経営主体

- ・ 統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合（水平統合）とし、料金統一時までは旧水道事業ごとに区分経理を行う。
- ・ 経営主体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条の規定による一部事務組合（企業団）とし、構成市町の水道事業を承継する。

第2章 組織・職員

(1) 組織

ア) 企業団本部及び事務所

- ・ 広域水道事業の運営組織として企業団を設立し、企業団本部を庄内町企業課庁舎に置く（図 2.1）。
- ・ また、事業区域が広範囲となることから、効率的な維持管理体制を確立するため、鶴岡市上下水道部庁舎を鶴岡事務所、酒田市上下水道部庁舎を酒田事務所として南北ブロックの施設整備、維持管理の拠点とする。

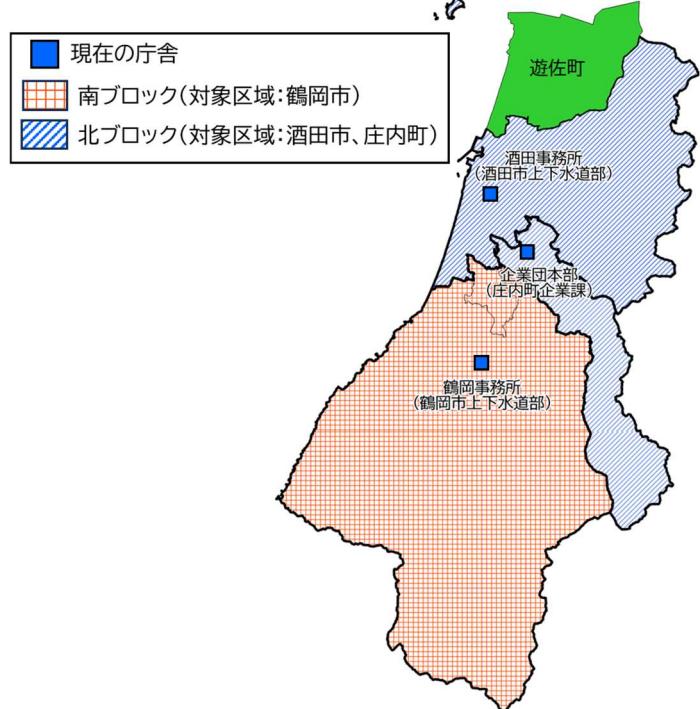


図 2.1 企業団本部及び事務所の配置

イ) 執行機関

- ・ 執行機関として、企業団の管理者である企業長を置き、その補佐として副企業長を置く。また、補助職員として事務局長及びその他職員を置く。
- ・ 企業長は構成市町の首長から選出し、副企業長は、企業長となる構成市町の首長を除く構成市町の首長をもって充てることとする。

ウ) 企業団議会

- ・ 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、議員定数を 13 人とする。なお、企業団議会の議員は、構成市町の議会の議員で構成し、全ての構成市町の議会から議員を選出する。
- ・ 企業団議会の議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

工) 監査委員

- ・ 企業団の財務及び事務を監査するために監査委員を置き、その定数を 2 人とする。
 - ・ 監査委員の任期は、4 年とする。
-

オ) 運営協議会

- ・ 企業団の管理運営に関し、料金、規約、予算決算等の重要事項を協議するため、企業長及び副企業長を委員とする運営協議会を置く。
-

(2) 職員

ア) 職員の身分

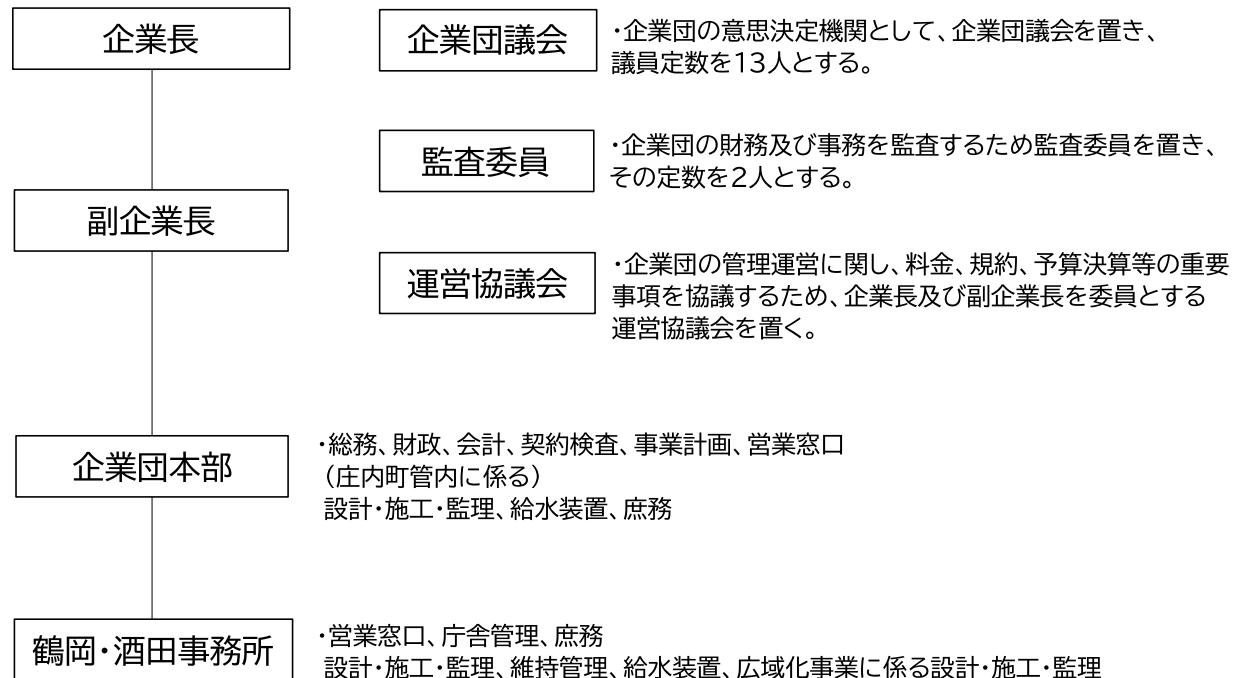
- ・ 企業団設立時における職員の身分は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による構成市町からの職員派遣（出向）とする。
-

イ) 職員数

- ・ 企業団設立当初は、運用の変更等に対応するため事務量が一時的に増加することが想定されることから、構成市町の水道事業に従事する現行職員と同程度の職員数を確保する。その後、順次業務の効率化等を図りながら、組織の改編に合わせて適正な規模の職員数を目指す。

【企業団組織図】

令和 8 年 4 月 1 日時点



第3章 業務運営

(1) 総務・経理

ア) 企業団本部における集中管理及び業務の効率化

- ・ 総務、經理事務など企業団の管理運営業務及び広報業務は、企業団本部において集中管理を行い、業務の効率化を図る。
-

イ) 事務システムの統一

- ・ 各種事務システムは、以下のスケジュールを基本として広域化事業の枠組みにおいて整備する。また、企業団本部及び事務所間のネットワークを構築して業務の効率化を図る。

表 3.1 事務システムの統一及びネットワークの構築スケジュール

システム名	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
企業会計システム	仕様書作成・発注準備	システム構築	運用開始
料金管理システム	仕様書作成・発注準備		システム構築
ホームページ作成	仕様書作成・発注準備	HP構築	運用開始
事務管理システム	例規管理システム	仕様書作成・発注準備	システム構築
	文書管理システム	仕様書作成・発注準備	システム構築
	共通利用システム (グループウェア)	仕様書作成・発注準備	システム構築

(2) 営業業務

ア) 水道料金

- ・ 事業開始後の水道料金は、それぞれ構成市町の料金体系を用いる。なお、水道料金は広域化による料金上昇の抑制効果を反映しながら、将来の人口減少等による水需要の減少や施設の老朽化などの課題に対応し、健全で持続的な事業運営を行うため、適正な料金水準を確保していかなければならない。
- ・ そのため、事業開始後直ちに料金水準について検討を開始するものとする。

イ) 検針、調定及び収納業務

- ・ 現在、鶴岡市、酒田市では料金収納業務等の包括的民間委託が導入されているため、これら委託契約の更新時期に合わせて、検針、調定、収納等の業務及び料金管理システムを統一する。

ウ) 滞納整理業務

- ・ 検針、調定及び収納業務と同様に、鶴岡市、酒田市で導入されている料金収納業務等の包括的民間委託の契約更新時期に合わせて取り扱いを統一する。

エ) 料金収納等窓口業務

- ・ 料金収納等窓口は、企業団本部及び各事務所に設置する。

(3) 給水装置

ア) 給水装置工事

- ・ 給水装置工事に関する施工基準は、事業開始時に統一する。ただし、地域特性を踏まえ、必要に応じて経過措置を設ける。
- ・ 給水装置工事の申請等においては、各種手続きの効率化、簡素化を図る。
- ・ 給水装置工事に係る申請、相談の窓口は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所に設置する。

イ) 指定給水装置工事事業者

- ・ 指定給水装置工事事業者の指定等に係る基準、手続き等については、事業開始時に統一する。
- ・ 構成市町が指定している給水装置工事事業者は、企業団においても指定を引き継ぐものとする。
- ・ 企業団が指定した給水装置工事事業者は、本地域の全域で給水装置工事を行うことができるものとする。

(4) 工事執行

ア) 入札・契約制度

- ・ 入札・契約制度は、事業開始時に統一し、業務は企業団本部で行う。
- ・ 入札参加者名簿については、構成市町の水道事業体のものを用いる。

イ) 工事管理

- ・ 設計積算業務、工事検査業務は、事業開始時に基準を統一する。
- ・ 設計積算及び施工監督は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所で行う。

ウ) 維持管理

- ・ 水道施設及び管路の維持管理・修繕等は、各構成市町で委託業務の内容が異なるため、当面構成市町の業務形態によるものとし、次回の委託契約の更新時期に合わせて適正化を図る。

(5) 水質管理

ア) 水質検査計画

- ・ 水質検査計画は、各水源等の特性を踏まえ事業開始時に統一する。

(6) 運転管理

ア) 水道施設の運転管理体制

- ・ 各水道施設の運転管理業務は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所で所管する。

(7) 危機管理

ア) 災害対策マニュアル等

- ・ 企業団本部及び事務所間の緊急時の連携を図るため、必要なマニュアル等を作成し、企業団の事業開始に合わせて運用を開始する。

イ) 緊急時応援協定

- ・ 緊急時応援協定は、企業団設立後、速やかに構成市町と締結するものとする。
- ・ 構成市町の水道事業において締結している関係団体との緊急時応援協定等については、企業団に引き継ぐものとする。なお、必要に応じて関係団体と緊急時応援協定の締結に向けた協議を行う。

ウ) 応急給水用資機材の確保

- ・ 構成市町の水道事業が保有する給水車・防災機材、修理機材については、情報を共有し、機動的な運用を図る。
- ・ 企業団設立後は、在庫状況等を勘案し必要な資機材を検討・確保する。

第4章 施設整備

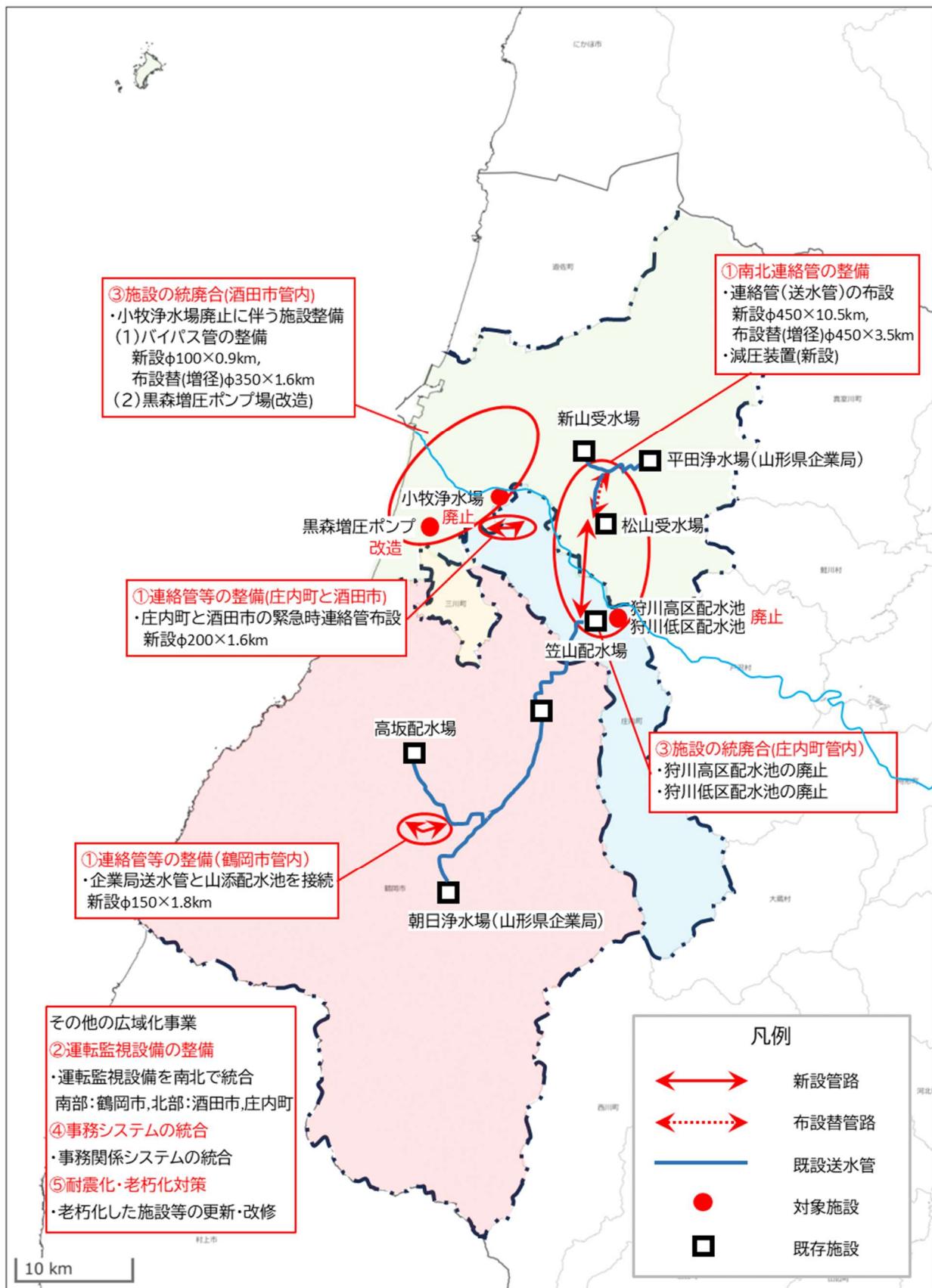
(1) 基本方針

- ・ 本地域の課題である施設稼働率の向上、経年管路の更新による耐震化の推進について、広域的な視点で実施することにより、施設整備における効率性、経済性を発揮するものとする。
- ・ 施設整備については、「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）」を最大限に活用する。

(2) 広域化事業

- ・ 広域化に係る施設整備に関する事務は、維持管理、施設整備の拠点となる鶴岡事務所及び酒田事務所で行うものとする。
- ・ 施設の統廃合により、維持管理コストの低減と水道施設の運用効率の改善を図る。
- ・ 水系間の連絡管整備により、自然災害や水質事故等の発生時におけるバックアップ能力の向上を図る。

【広域化事業の全体図】



(3) 運営基盤強化等事業

- ・ 耐震化・老朽化対策に係る施設整備に関する事務は、維持管理、施設整備の拠点となる鶴岡事務所及び酒田事務所で行うものとする。
- ・ 老朽化施設・設備・管路の更新整備においては、施設・設備・管路のそれぞれについて、以下により更新事業を行う。
 - ①施設・設備：アセットマネジメントの更新基準に基づき更新事業を実施する
 - ②管路：構成市町の水道事業の施設整備計画、更新基準を基本として管路の更新・耐震化を図る

【更新基準】

項目	更新基準	考え方
建築	70年	厚生労働省の「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)を参考に設定した。
土木	73年	
機械	25年	
電気	25年	
計装	25年	

管種	更新基準	考え方
ダクタイル鋳鉄管	GX形継手	100年
	その他	70年
配水用ポリエチレン管	100年	実施マニュアルに示されている更新基準の設定事例を基に管種別に設定した。
鋼管	60年	
ステンレス鋼管	60年	
ポリエチレン管	50年	
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	40年	
普通鋳鉄管	40年	
硬質塩化ビニル管	40年	
管種不明・その他	40年	

第5章 財政運営

【財政収支計画】

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
取入	給水収益	5,673	5,582	5,511	6,294	6,197	6,098	6,015	5,907	6,432	6,335	6,250
益	その他	689	672	712	753	796	838	875	907	928	928	1,043
的	小計	6,362	6,255	6,185	7,006	6,950	6,893	6,853	6,782	7,339	7,263	7,294
取	人件費	493	379	372	373	374	375	376	377	377	377	377
支	受水費	1,670	1,667	1,668	1,731	1,727	1,723	1,724	1,716	1,712	1,709	1,787
出	委託料	910	910	988	988	988	988	988	1,165	1,165	1,165	993
(税抜)	減価償却費	2,035	2,001	2,068	2,177	2,266	2,342	2,416	2,476	2,158	2,517	2,800
支	支払利息	100	82	76	104	103	116	130	151	186	199	193
その他の	641	742	741	741	740	740	744	744	744	705	706	643
小計	5,849	5,781	5,912	6,113	6,198	6,284	6,378	6,629	6,664	6,674	6,793	
損益	513	473	273	893	752	609	475	153	675	589	501	
資本的取入	企業債	0	432	2,049	493	1,126	1,015	1,390	2,035	981	66	445
支	国交付金	53	573	1,330	1,672	1,745	1,720	1,909	2,128	1,725	1,231	0
(税込)	その他	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
支	小計	120	1,072	3,447	2,232	2,939	2,803	3,366	4,230	2,774	1,365	512
支	建設改良費	1,581	4,399	5,264	5,421	5,493	5,385	5,934	6,562	5,355	3,872	3,158
支	企業債償還金	952	839	705	604	546	399	348	323	354	372	361
支	小計	2,533	5,238	5,969	6,026	6,039	5,785	6,282	6,885	5,709	4,244	3,519
資本的取支不足額	▲ 2,413	▲ 4,166	▲ 2,522	▲ 3,794	▲ 3,100	▲ 2,982	▲ 2,916	▲ 2,655	▲ 2,935	▲ 2,879	▲ 3,006	
内部留保資金(資金残高)	8,215	6,700	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,240	6,240	6,240	
企業債残高	4,795	4,388	5,732	5,620	6,200	6,816	7,857	9,570	10,197	9,892	9,975	
供給単価(円/m ³)	215.33	215.33	215.33	250.64	250.64	250.64	250.64	250.64	277.33	277.33	277.33	

※本表の数値は、百万円未満を四捨五入しているため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

※本計画では、収益的収支に損失が発生する場合、収支均衡となるよう供給単価を設定しており令和10年度に16.4%、令和15年度(に10.6%)の供給単価の上昇を見込んでいる。

(2) 施設整備計画及び概算事業費

- 交付金対象事業（広域化事業・運営基盤強化等事業）に係る施設整備計画及び概算事業費を表5.1に示す。

表 5.1 施設整備計画及び概算事業費

(単位：百万円)

広域化事業	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
①連絡管等の整備											
（ア）南北連絡管整備	0	78	83	1,116	869	892	1,820	2,448	2,134	715	10,153
（イ）連絡管等整備	0	19	533	0	0	0	0	0	0	0	552
②集中監視設備の整備											
（ア）運転監視設備統合	64	342	687	293	0	40	40	40	64	0	1,571
③施設の統廃合											
（ア）小牧浄水場廃止に伴う整備	0	0	0	51	663	492	0	0	0	0	1,205
④事務系システムの統合											
（ア）事務系システム統合	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158
⑤統合元の能力活用											
（ア）施設・管路更新整備	0	1,964	1,201	1,201	1,201	1,201	1,217	1,217	721	721	10,642
広域化事業 計	222	2,403	2,504	2,661	2,732	2,624	3,076	3,704	2,919	1,436	24,281
うち交付金対象事業	158	1,561	2,429	2,586	2,653	2,577	3,076	3,704	2,919	1,436	23,099
運営基盤強化等事業	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
①耐震化・老朽化対策											
（ア）施設・設備	0	705	705	705	705	705	705	705	283	283	5,500
（イ）管路	0	1,116	1,879	1,879	1,879	1,879	1,975	1,975	1,975	1,975	16,528
運営基盤強化等事業 計	0	1,820	2,583	2,583	2,583	2,583	2,679	2,679	2,258	2,258	22,028
うち交付金対象事業	0	158	1,561	2,429	2,583	2,583	2,649	2,679	2,258	2,258	19,159
合 計	222	4,223	5,087	5,245	5,316	5,207	5,756	6,384	5,176	3,694	46,309
うち交付金対象事業	158	1,719	3,990	5,016	5,236	5,160	5,726	6,384	5,176	3,694	42,258

※本表の数値は百万円未満を四捨五入しているため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

(3) 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の活用

- 更新事業等を着実に実施するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の「水道事業運営基盤強化推進事業（交付率1/3）」を活用する。交付金の見込み額を表5.2に示す。

表 5.2 交付金の見込み額

単位：百万円

交付対象	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
交付対象	広域化事業	158	1,561	2,429	2,586	2,653	2,577	3,076	3,704	2,919	1,436
事業費	運営基盤強化等事業	0	158	1,561	2,429	2,583	2,583	2,649	2,679	2,258	2,258
	合計	158	1,719	3,990	5,016	5,236	5,160	5,726	6,384	5,176	3,694
交付金額=交付対象事業費*1/3	53	573	1,330	1,672	1,745	1,720	1,909	2,128	1,725	1,231	14,086

本表の数値は百万円未満を四捨五入しているため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

(4) 一般会計繰入金の取扱い

- 企業団への一般会計からの繰入金は、総務省通知の繰出基準による繰入（基準内繰入）及び構成市町において現行繰入されている繰出基準に基づかない繰入（基準外繰入）を引き継ぐものとする。

(5) 資産等の取扱い

- 企業団は、構成市町の水道事業の用に供している資産、資本及び負債を引き継ぐものとする。

(6) 財政シミュレーション

- 財政収支計画を踏まえ、令和 37 年度までの財政シミュレーションを行った。
- 図 5.1 に示すとおり、単独で経営を継続した場合の供給単価は令和 17 年度で鶴岡市が 303.62 円、酒田市が 317.54 円、庄内町が 305.69 円に対して事業統合（水平統合）した場合では 277.33 円/ m^3 であり、令和 37 年度ではそれぞれ鶴岡市が 518.97 円、酒田市が 457.55 円、庄内町が 476.82 円に対して 433.52 円/ m^3 となり、すべての構成市町で水平統合の効果が現れる結果となつた。

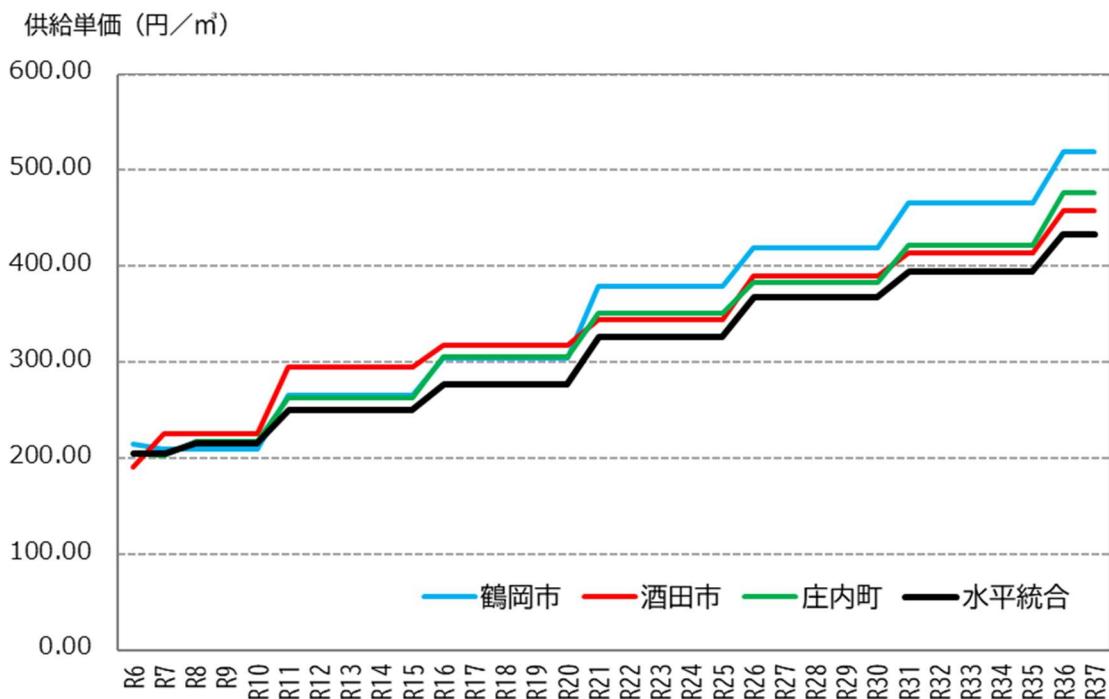


図 5.1 供給単価の推移

第6章　その他

(1) 簡易水道事業等の取扱い

- ・構成市町の上水道事業に統合された簡易水道事業等もしくは地方公営企業法の全部を適用している簡易水道事業等について、企業団に引き継ぐものとする。
- ・企業団の経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行つてもなおその収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる簡易水道事業等にかかる経費については、一般部局と協議のうえ取り扱いを決定する。

(2) 他事業（下水道事業・ガス事業）の取扱い

- ・下水道事業は、構成市町の都市計画等に基づく事業であることや、その財源について公費が大きな割合を占めることから、企業団において事業を引き継がないものとする。
- ・ガス事業は、企業団において事業を引き継がないものとする。
- ・下水道事業及びガス事業のうち、水道事業と不可分な業務については、当該構成市町からの委託等により実施できるものとする。この場合において、実施形態及び費用負担等は別途協議し、事業開始時までに取り扱いを決定するものとする。

(3) 垂直統合

- ・山形県水道広域化推進プランの基本の方針に基づき、垂直統合に向けて県担当部局との協議を継続する。